

特許庁委託 産業財産権研究推進事業（産業財産権専門家派遣事業）
平成23年度 産業財産権専門家派遣 募集要項

応募希望者は所定の事前登録を必ず行ってください。

平成22年9月
財団法人知的財産研究所

■ 産業財産権専門家派遣事業の趣旨・目的

経済のグローバル化が急速に進展している今日において、国際的に調和のとれた産業財産権制度を創設することが求められています。そのためには、我が国と諸外国の産業財産権制度の研究を行い、国際的に調和した制度の在り方を明らかにするとともに、各国の産業財産権制度に精通した専門家を育成することが重要です。

このため、財団法人知的財産研究所では、特許庁の委託を受けた産業財産権研究推進事業の一環として、大学等の教員、研究者、知的財産本部の実務者等、産業財産権分野の専門家を、海外の産業財産権分野の研究機関等に派遣し、産業財産権の保護や活用に関する研究を行っていただくことにより、今後の大学等の産業財産権活動、産学連携の更なる促進に向けた人的基盤を整備することを目的とする産業財産権専門家派遣事業を行います。

■ 研究テーマの分野

知的財産権のうち、特許庁が所管する産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）に関し、産業財産権の保護や活用に関する研究テーマを設定してください。（なお、研究内容は、単なる情報収集であったり、本事業以外で行われている他の研究の部分を構成したりすることなく、独立した研究でなければなりません。また、他の研究者との共同研究は認められませんので、テーマの設定に当たっては留意してください。）

■ 応募資格

派遣時（平成23年4月1日以降）に以下のすべての条件を満たす者（応募時に満たさない条件がある者は応募書類の該当箇所にその旨注記してください。）

- ① 日本国籍を有する者
- ② 過去に特許庁産業財産権研究推進事業（専門家派遣事業）の専門家として採用されたことのない者
- ③ 博士課程（後期）在籍又は修了（博士課程（後期）単位取得退学・学位未取得を含む）者又はこれと同等以上の研究能力を有すると認められる者で、設定されたテーマについて研究するために十分な産業財産権に関する知識を有し、派遣期間終了後も、大学等の産業財産権活動、産学連携の更なる促進に貢献することを志している者（派遣時まで在籍証明書又は最終学歴・学位の証明書を提出できない場合は不採用となる場合があります。研究能力及び知識、並びに今後の進路に関する条件を満足しているかは応募書類等に基づき審査手続において判断し

ます。)

- ④ 平成23年4月1日～平成24年3月18日のうち10～12か月程度、常勤的職務に就く予定がなく、海外の産業財産権分野の研究機関等において研究（及び付随手続）に専念できる者
- ⑤ 派遣期間終了後平成24年6月15日ころまでに、日本国内で当研究所の定める研究成果報告会において研究成果の報告を行い、また、派遣期間終了後3か月の間、特許庁に納品する研究成果報告書の作成に協力できる者
- ⑥ 心身共に健全で、派遣先での研究活動に支障のない者
- ⑦ 派遣先における研究活動に支障のない語学力を有する者

■ 産業財産権専門家派遣予定人数

若干名

■ 派遣期間

平成23年4月1日～平成24年3月18日のうち、応募者が希望し、希望派遣先の研究機関等が受入れを確認した10～12か月程度。希望派遣先の研究機関等が希望派遣期間に受入れできない又は受入責任者を任命できない等の事情によっては、派遣期間を調整する場合があります。なお、契約に基づき、派遣後の途中解約は認められません。

■ 研究者の身分

当研究所の産業財産権専門家派遣研究員（派遣先の研究機関等で身分が与えられる場合でも、当研究所の身分が優先するものとします。）

■ 派遣先

応募者が応募時に希望した研究機関等を原則とし、希望した研究機関等が受入れできない又は受入責任者を任命できない等の事情によっては、当研究所が研究に適切と判断し特許庁が承認した他の研究機関等に派遣する場合があります。

■ 派遣先での研究活動日及び活動時間等

原則、派遣先研究機関等の規則等に従うものとしますが、必要に応じて当研究所の指示に従っていただくことがあります。

■ 待遇等

- ① 派遣渡航費及び帰国渡航費、渡航諸費用（必要に応じてビザ取得費用、派遣期間中の海外傷害保険等）、派遣期間中の滞在費（日当及び宿泊料、ただし、派遣中に他の地域に出張する場合等においては、日当及び宿泊料の二重払いは行いません。）を当研究所の定める規定に基づき支給します。
- ② 派遣期間中、当研究所以外から当該研究活動に関する資金援助を受けることはできません。

現在奨学金等の資金を得ている又は今後得る予定のある場合は、採用中は当該資金を辞退してください。

■ 研究環境

- ① 派遣先の研究機関等が、研究するのにふさわしい環境、特に、派遣専門家用スペース、キャビネット又はロッカー、国際電話の受信可能な固定電話、コンピュータ利用環境（イントラネット接続、インターネット接続、プリンター等）、複写機、研究に必要な文献を所蔵する図書館、文献データベース等、又はそれらに準じた環境を提供できること、及びそれらの利用条件を事前に確認してください。提供される環境が研究するのにふさわしくないと判断される場合は、派遣先の研究機関等を変更していただく場合があります。研究に必要なソフトウェア等は、この事業の予算上及び契約上可能な範囲で当研究所が準備できる場合もありますが、御希望にそえない場合もあります。

なお、当研究所と派遣専門家との日常の連絡には主に電子メールを利用し、各種申請書及び報告書の作成にはマイクロソフト・オフィス2003又は2007（ワード、エクセル等）を利用していただくこととなりますので、派遣先で日本語環境のPCが利用できない場合は、自身のPCを持参してください。

- ② 当研究所は図書館を併設しています。蔵書は当研究所ウェブサイトで確認できます。
<http://www.iip.or.jp/library/index.html>

派遣先の研究機関等で入手できない、研究上必要な資料（書籍、雑誌、国内外商用データベース等）は、この事業の予算上及び契約上可能な範囲で当研究所が確保できる場合もありますが、御希望にそえない場合もあります。

■ 活動内容

- ① 応募時の研究計画書に記載された研究テーマ及び研究計画を参考に、派遣内定後に設定する研究テーマ及び研究計画に従って、派遣先研究機関等において研究に専念すること。したがって、当該研究と関係のない、海外教育機関等での講義の聴講及び研究活動、並びに派遣先での就労等はできません。
- ② 派遣先研究機関等にて任命された受入責任者に月1回以上の面談を通じて研究の進捗報告を行い、確認を受けること。（当研究所より、月1回以上、当該受入責任者に研究の進捗確認等を行います。）
- ③ 研究上の必要に応じて、研究機関や研究者・専門家等を訪問し、学会・研究会・講演会等に参加すること。（そのための参加費用及び旅費等は当研究所の規定により支給しますので、その都度、申請書及び報告書を提出していただきます。）
- ④ 当研究所が派遣期間中に月2回以上行う固定電話による連絡に対して進捗を報告すること。
- ⑤ 研究日誌、月次報告書等を提出すること。
- ⑥ 派遣期間終了後5か月以内に当研究所の定める研究成果報告会において研究成果報告を行うこと。（発表はパワーポイント等を用いる予定です。）
- ⑦ 派遣期間終了時に研究成果報告書原稿を当研究所に提出すること。（原稿はマイクロソフト・

ワード2003又は2007で提出していただきます。)

なお、派遣期間終了後3か月以内に特許庁に納品する研究成果報告書の作成(報告書の校正、要約の英訳チェック等)に協力していただきます。

提出された研究成果報告書原稿の著作権は当研究所に帰属し(研究成果報告書の著作権は、納品後、特許庁に帰属します。)、執筆者は、著作者人格権を行使しないものとしませんが、この事業の報告書からの引用である旨付記することを条件に、執筆部分に限り、報告書の内容を、複製、翻訳、翻案等の形で利用することができます。

⑧ その他、詳細は派遣契約及びハンドブックにて取り決めます。

■ 募集期間

平成22年9月21日(火)～平成22年11月19日(金)(必着)

■ 応募手続

応募希望者は、応募書類を作成する前に、当研究所ウェブサイトより、「応募希望者事前登録」画面に必要な事項を入力の上、事前登録をしてください。

募集担当者が、事前登録された内容を確認し、応募希望者に応募可否の連絡をします。応募可能な連絡を受けた方は、下記応募書類一式を郵送又は持参により下記応募先に提出してください。事前登録のない応募書類、事前登録情報と応募書類の記載が一致しない場合、また、応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、応募が無効となる場合があります。提出された応募書類一式は返却しません。

提出された応募書類に不明な点がある場合は、募集担当者より電子メール等により問い合わせ又は補充を依頼することがありますが、それに対して指定の期日までに速やかな回答又は補充が行われない場合は、応答する意思が無いものと判断しますので、注意してください。

■ 応募書類

所定の申請書(写真貼付)、履歴書、発表論文等研究実績書、研究計画書、連絡先、論文写し、推薦書を各1部提出してください。所定の様式がある書類は、必ずその様式を使用し、各様式に示された注記事項を参照の上記入してください。記入に際して不明な点は必ず事前に問い合わせてください。

研究計画書の内容は、審査する者がその研究分野の専門家でなくても理解できる記述とし、必要に応じて用語解説等を加えてください。

希望派遣先の研究機関等、特にその研究環境及び研究者の受入条件等については、応募に先立ち十分情報を収集し、応募書類(様式2-5)に詳細に記述するとともに、必要な資料を同封してください。希望派遣先が受入れできない、又は受入責任者を任命できない等の事情が考えられる場合には、なるべく第二希望の派遣先も提案してください。

推薦書は、現在又は過去の研究指導者又は上司等を推薦者とし、必ず推薦者により記入・封かん・封印の上、他の応募書類と一緒に提出してください。

応募書類の様式は当研究所のホームページ <http://www.iip.or.jp/>よりダウンロードできます。ま

た、電子データ（マイクロソフト・ワード2003又は2007）を希望する場合は、fellow11@iip.or.jpあてに申し込んでください。

■ 選定方法

当研究所内に設置する選定委員会にて、書類審査及び面接審査を行った上で、派遣内定者を決定します。面接審査の日時は未定ですが、面接審査を受けていただく方には日時が決まり次第連絡します。なお、面接審査のための旅費は支給しません。

選定の主な観点：

- ・ 経歴及び研究業績が研究計画を遂行するに十分な知識及び研究能力を示していると認められること。
- ・ 派遣期間後の活動予定が、大学等の産業財産権活動や産学連携に更なる促進に役立つと認められること。
- ・ 研究計画が、具体性を有し、産業財産権の保護や活用に関する研究であって、我が国の産業財産権制度に対して有益と認められること。
- ・ 希望派遣先である海外の産業財産権分野の研究機関等が、研究者を受け入れる条件が明確であり、研究にふさわしい環境を備え、研究内容に適切であると認められること。
- ・ その他、応募資格を満たしていること。

■ 派遣内定通知

平成22年12月（予定）

■ 個人情報の取扱い

事前登録及び応募書類（様式1-1ないし4-2）に含まれる個人情報については、当研究所の「個人情報の保護管理に関する規程」に基づき厳重に管理し、この事業の遂行（及び希望者には当研究所の事業案内等）のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。（なお、応募書類に含まれる情報は委託元である特許庁に提出する場合があります。）

研究成果報告会及び研究成果報告書において、産業財産権専門家派遣研究員の氏名及び経歴等が公表されます。

■ 派遣期間終了後の研究活動調査について

事業の趣旨から、産業財産権専門家派遣研究員としての派遣期間終了後も、その後の研究活動等について調査を行います。

■ 応募先（問い合わせ、連絡先）

財団法人知的財産研究所 産業財産権専門家派遣募集係

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 精興竹橋共同ビル5階

E-mail : fellow11@iip.or.jp TEL : 03-5281-5672 FAX : 03-5281-5676

* 応募の際は、封筒の表側に「産業財産権専門家派遣応募書類一式在中」と記載してください。